

鳥栖市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例施行規則及び鳥栖市子どもの医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年9月30日

鳥栖市長 向 門 慶 人

鳥栖市規則第56号

鳥栖市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例施行規則及び鳥栖市子どもの医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(鳥栖市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例施行規則の一部改正)

第1条 鳥栖市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例施行規則(昭和55年規則第12号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
様式第2号 (表面) 略 (裏面) 注 意 事 項 1 略 2 この証における医療費の助成を受ける場合は、保険医療機関等の窓口でこの証を提示してください。 3～7 略	様式第2号 (表面) 略 (裏面) 注 意 事 項 1 略 2 この証における医療費の助成を受ける場合は、保険医療機関等の窓口でこの証を提示してください(オンライン資格確認を行う場合を除く。) 3～7 略

(鳥栖市子どもの医療費の助成に関する条例施行規則の一部改正)

第2条 鳥栖市子どもの医療費の助成に関する条例施行規則(昭和49年規則第5号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
様式第2号 (表 面) 略 (裏 面) 注意事項 1 略	様式第2号 (表 面) 略 (裏 面) 注意事項 1 略

2 この証における医療費の給付を受ける場合は、保険医療機関等の窓口でこの証を提示してください。

3～6 略

略

※ 略

略

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和9年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

2 この証における医療費の給付を受ける場合は、保険医療機関等の窓口でこの証を提示してください (オンライン資格確認を行う場合を除く。)。

3～6 略

略

※ 略

略

鳥栖市体育施設条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年9月30日

鳥栖市長 向 門 慶 人

鳥栖市規則第57号

鳥栖市体育施設条例施行規則の一部を改正する規則

鳥栖市体育施設条例施行規則（平成２７年規則第３１号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改 正 前	改 正 後
(使用期間の制限) 第６条 体育施設の使用は、同一の者について、週に２日を超えてはならない。ただし、 <u>市民プール</u> 、市民弓道場及び市民アーチェリー場を除く。 ２ 略	(使用期間の制限) 第６条 体育施設の使用は、同一の者について、週に２日を超えてはならない。ただし、市民弓道場及び市民アーチェリー場を除く。 ２ 略

様式第３号（その１）を様式第３号とし、様式第３号（その２）を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

鳥栖市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 9 月 3 0 日

鳥栖市長 向 門 慶 人

鳥栖市規則第 5 8 号

鳥栖市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

鳥栖市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和３３年規則第５号）の一部を次のように改正する。
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改 正 前	改 正 後
目次	目次
第１章 総則（第１条—第３条）	第１章 総則（第１条—第３条の２）
第２章 級別資格基準（第４条—第９条）	第２章 級別資格基準（第４条—第９条）
第３章 新たに職員となった者の職務の級及び号給（第１０条—第１７条）	第３章 新たに職員となった者の職務の級及び号給（第１０条—第１７条）
第４章 昇格及び降格（第１８条—第２２条）	第４章 昇格及び降格（第１８条—第２２条）
第５章 初任給基準又は給料表の適用を異にする異動（第２３条—第２５条）	第５章 初任給基準又は給料表の適用を異にする異動（第２３条—第２５条）
第６章 昇給（第２６条—第３２条）	第６章 昇給（第２６条—第３２条）
第７章 降号（第３３条）	第７章 降号（第３３条）
第８章 特別の場合における号給の決定（第３４条—第３７条）	第８章 特別の場合における号給の決定（第３４条—第３７条）
第９章 雑則（第３８条—第４０条）	第９章 雑則（第３８条—第４０条）
附則	附則
	<u>（級別分類の基準）</u>
	<u>第３条の２ 職員の職務の級は、その者の職名に応じ、条例第３条の２の規定及びこの規則で定める基準に基づいて決定するものとする。</u>
	<u>２ 職員の職務の級の決定は、級別定数の範囲内で行わなければならない。ただし、上位の職務の級の定数に欠員がある場合には、その欠員数の範囲内でその定数を下位の職務の級の定数に流用することを妨げない。</u>
（級別資格基準表の適用方法）	（級別資格基準表の適用方法）
第５条 略	第５条 略

2 級別資格基準表の試験欄の「正規の試験」の区分は次に掲げる職員に適用し、同欄の「その他」の区分はその他の職員に適用する。ただし、同表に別段の定めがある場合は、その定めるところによる。

(1) 略

(2) 特殊の知識を必要とし、かつ、その職務の複雑、困難及び責任の度が正規の試験の行われる職と同等と認められる職に任用された職員で、前号に掲げる職員に準じて取り扱うことについてあらかじめ市長の承認を得たもの

3・4 略

(新たに職員となった者の職務の級)

第10条 新たに職員となる者の職務の級は、その職務に応じ、かつ、その職務の級について級別資格基準表に定める資格により決定するものとする。

2 略

(新たに職員となった者の号給)

第11条 新たに職員となった者の号給は、前条の規定により決定された職務の級の号給が初任給基準表（別表第5）に定められているときは当該号給とし、当該職務の級の号給が同表に定

2 級別資格基準表の試験欄の「正規の試験」の区分は次に掲げる職員に適用し、同欄の「その他」の区分はその他の職員に適用する。ただし、同表に別段の定めがある場合は、その定めるところによる。

(1) 略

(2) 前号に該当し、その後人事交流等により引き続いて給料表の適用を受けない地方公務員、鳥栖市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例（平成14年条例第4号）第12条第1号に規定する退職派遣者（以下「退職派遣者」という。）、国家公務員、他の地方公共団体に勤務する者その他市長が定めるこれらに準ずる者となり、引き続きそれらの者として勤務した後、引き続いて職員となった者

3 級別資格基準表（試験欄の区分のあるものに限る。）の適用を受ける職員となった者のうち、その者が有する知識、学歴免許等の資格等に照らして、正規の試験のうちいずれかの試験の結果により採用された者に相当すると認められる者については、前項の規定にかかわらず、同欄の「正規の試験」の区分のうち当該試験に対応する区分を適用することができる。

4・5 略

(新たに職員となった者の職務の級)

第10条 新たに職員となった者の職務の級は、その職務に応じ、かつ、級別資格基準表に定める資格基準に従い決定するものとする。

2 略

(新たに職員となった者の号給)

第11条 新たに職員となった者の号給は、前条の規定により決定された職務の級の号給が初任給基準表（別表第5）に定められているときは当該号給とし、当該職務の級の号給が同表に定

められていないときは同表に定める号給を基礎としてその者の属する職務の級に昇格し、又は降格したものとした場合に第21条第1項又は第22条第1項の規定により得られる号給とする。ただし、その者に適用される初任給基準表の試験欄の区分に対応する学歴免許等の区分よりも下位の区分に属する学歴免許等の資格のみを有する者の号給は、その者の属する職務の級の最低の号給とする。

2 略

(昇格)

第18条 職員を昇格させる場合には、その職務に応じ、かつ、その職務の級について級別資格基準表に定める必要経年数又は必要在級年数を有していることによりその者の属する職務の級を1級上位の職務の級に決定するものとする。

2 勤務成績が特に良好である職員に対する前項の規定の運用については、級別資格基準表に定める必要経年数又は必要在級年数に100分の80以上100分の100未満の割合を乗じて得た年数をもって、それぞれ同表の必要経年数又は必要在級年数とすることができる。

3 第1項の規定による昇格は、現に属する職務の級に1年以上在級していない職員については行うことができない。ただし、職務の特殊性等によりその在級する年数が2年に満たない者を特に昇格させる必要がある場合であらかじめ市長の承認を得たときは、この限りでない。

(昇格の場合の号給)

第21条 略

められていないときは同表に定める号給を基礎としてその者の属する職務の級に昇格し、又は降格したものとした場合に第21条第1項又は第22条第1項の規定により得られる号給とする。

2 略

(昇格)

第18条 職員を昇格させる場合には、その職務に応じ、かつ、級別資格基準表に定める資格基準に従い、その者の属する職務の級を1級上位の職務の級に決定するものとする。この場合において、その職務の級について必要経年数及び必要在級年数が定められているときは、そのいずれかを資格基準とする。

2 前項の規定により職員を昇格させる場合には、その者の勤務成績が良好であることが明らかでなければならない。

3 勤務成績が特に良好である職員に対する第1項の規定の運用については、級別資格基準表に定める必要経年数又は必要在級年数に100分の80以上100分の100未満の割合を乗じて得た年数をもって、それぞれ同表の必要経年数又は必要在級年数とすることができる。

4 第1項の規定による昇格は、現に属する職務の級に1年以上在級していない職員については行うことができない。ただし、職務の特殊性等によりその在級する年数が1年に満たない者を特に昇格させる必要がある場合であらかじめ市長の承認を得たときは、この限りでない。

(昇格の場合の号給)

第21条 略

2 前2条の規定により職員を昇格させた場合で当該昇格が2級以上上位の職務の級への昇格であるときにおける前項の規定の適用については、それぞれ1級上位の職務の級への昇格が順次行われたものとして取り扱うものとする。

3・4 略

(降格の場合の号給)

第22条 略

(昇給日)

第26条 条例第4条第2項の規則で定める日は、第30条又は第31条に定めるものを除き、毎年1月1日（以下「昇給日」という。）とする。

2 前3条の規定により職員を昇格させた場合で当該昇格が2級以上上位の職務の級への昇格であるときにおける前項の規定の適用については、それぞれ1級上位の職務の級への昇格が順次行われたものとして取り扱うものとする。

3・4 略

(降格)

第22条 職員を降格させる場合には、その職務に応じ、その者の級を下位の職務の級に決定するものとする。

2 前項の規定により職員を降格させる場合には、当該職員の人事評価の結果又は勤務成績を判定するに足りると認められる事実に基づきその職務の級より下位の職務の級に分類されている職務を遂行することが可能であると認められなければならない。

3 職員から書面による同意を得た場合には、第1項の規定により当該職員を降格させることができる。

(降格の場合の号給)

第22条の2 略

(昇給日及び評価終了日)

第26条 条例第4条第4項の規則で定める日は、第30条又は第31条に定めるものを除き、毎年1月1日（以下「昇給日」という。）とする。

2 条例第4条第4項に規定する昇給日前における同項の規則で定める日（以下「評価終了日」という。）は、昇給日前1年間に於ける9月30日とする。ただし、これにより難しい場合は、市長が別に定める日とする。

(条例第4条第4項の規則で定める事由)

第26条の2 条例第4条第4項の規則で定める事由は、懲戒処分を受けることが相当とされる行為をしたことその他市長が定

(勤務成績の証明)

第27条 条例第4条第2項の規定による昇給（第30条又は第31条に定めるところにより行うものを除く。次条において同じ。）は、当該職員の勤務成績について、その者の職務について監督する地位にある者の証明を得て行わなければならない。この場合において、当該証明が得られない職員は、昇給しない。

(規則で定める事由)

第28条 条例第4条第4項に規定する規則で定める事由は次に掲げる事由とする。

(1)・(2) 略

(昇給区分及び昇給の号給数)

第29条 職員の勤務成績に応じて決定される昇給の区分（以下「昇給区分」という。）は、第27条の規定する勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号に掲げる職員のいずれかに該当するかに応じ、当該各号に定める昇給区分に決定することができるものとする。この場合において、第4号又は第5号に掲げる職員に該当するか否かの判断は、市長の定めるところにより行うものとする。

- (1) 勤務成績が極めて良好である職員 S
- (2) 勤務成績が特に良好である職員 A
- (3) 勤務成績が良好である職員 B

める事由とする。

(勤務成績)

第27条 条例第4条第4項の規定による昇給（第30条又は第31条に定めるところにより行うものを除く。次条において同じ。）は、当該職員の勤務成績について、その者の職務について監督する地位にある者の証明を得て行わなければならない。この場合において、当該証明が得られない職員は、昇給しない。

(条例第4条第6項の規則で定める事由)

第28条 条例第4条第6項に規定する規則で定める事由は次に掲げる事由とする。

(1)・(2) 略

(昇給区分及び昇給の号給数)

第29条 評価終了日以前における直近の能力評価及び直近の連続した2回の業績評価の全体評語（以下この条において「昇給評語」という。）がある職員の勤務成績に応じて決定される昇給の区分（以下「昇給区分」という。）は、当該職員が次の各号に掲げる職員のいずれかに該当するかに応じ、当該各号に定める昇給区分に決定するものとする。この場合において、第1号ア若しくはイ又は第3号ア若しくはイに掲げる職員に該当するか否かの判断は、市長の定めるところにより行うものとする。

(1) 昇給評語が上位の段階である職員のうち、勤務成績が特に良好である職員 次に掲げる職員のいずれかに該当するかに応じ、次に定める昇給区分

ア 勤務成績が極めて良好である職員 I

イ 勤務成績が特に良好である職員 II

(2) 前号及び次号に掲げる職員以外の職員 III

(3) 昇給評語が下位の段階である職員、評価終了日以前1年間

- (4) 勤務成績がやや良好でない職員 C
(5) 勤務成績が良好でない職員 D

- 2 次の各号に掲げる職員の昇給区分は、前項の規定にかかわらず、当該各号に定める昇給区分に決定するものとする。
- (1) 市長の定める事由以外の事由によって昇給日前1年間（当該期間の中途において新たに職員となった者にあつては、新たに職員となった日から昇給日の前日までの期間。次号において「基準期間」という。）の6分の1に相当する期間の日数以上の日数を勤務していない職員（前項第4号に掲げる職員に該当する職員及び次号に掲げる職員を除く。） C
- (2) 市長の定める事由以外の事由によって基準期間の2分の1に相当する期間の日数以上の日数を勤務していない職員 D
- 3 前項の規定により昇給区分を決定することとなる職員につい

において懲戒処分を受けた職員及び第26条の2に規定する事由に該当した職員並びに条例4条第4項後段の適用を受けることとなった職員 次に掲げる職員のいずれかに該当するかに応じ、次に定める昇給区分

- A 勤務成績がやや良好でない職員 IV
I 勤務成績が良好でない職員 V

- 2 前項の場合において、同項第3号に掲げる職員について、その者の勤務成績を総合的に判断した場合に同号に定める昇給区分に決定することが著しく不適当であると認められるときは、同号の規定にかかわらず、市長の定めるところにより、同号Aに掲げる職員にあつてはIIIの昇給区分に、同号Iに掲げる職員にあつてはIII又はIVの昇給区分に決定することができる。
- 3 職員が派遣されていたこと等の事情により、昇給評語の全部又は一部がない場合には、第1項の規定にかかわらず、市長の定めるところにより、同項に定める昇格区分のいずれかに決定するものとする。
- 4 次の各号に掲げる職員の昇給区分は、前3項の規定にかかわらず、当該各号に定める昇給区分に決定するものとする。
- (1) 市長の定める事由以外の事由によって評価終了日以前1年間（当該期間の中途において新たに職員となった者にあつては、新たに職員となった日から評価終了日の前日までの期間。次号において「基準期間」という。）の6分の1に相当する期間の日数以上の日数を勤務していない職員（第1項第3号Iに掲げる職員に該当する職員及び次号に掲げる職員を除く。）
IV
- (2) 市長の定める事由以外の事由によって基準期間の2分の1に相当する期間の日数以上の日数を勤務していない職員 V
- 5 前項の規定により昇給区分を決定することとなる職員につい

て、その者の勤務成績を総合的に判断した場合に当該昇給区分に決定することが著しく不適當であると認められるときは、同項の規定にかかわらず、あらかじめ市長の承認を得て、当該昇給区分より上位の昇給区分（S及びAの昇給区分を除く。）に決定することができる。

4 前3項の規定により昇給区分を決定する職員の総数に占めるS又はAの昇給区分に決定する職員の数の割合は、市長の定める割合におおむね合致していなければならない。

5 条例第4条第2項の規定による昇給の号給数は、昇給区分に応じて8に定める昇給号数表に定める号給数とする。

6 前年の昇給日後に新たに職員となった者又は同日後に第21条第3項の規定により号給を決定された者の昇給の号給数は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による号給数に相当する数に、その者の新たに職員となった日又は号給を決定された日から昇給日の前日までの期間の月数（1未満の端数があるときは、これを1月とする。）を12月で除した数を乗じて得た数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）に相当する号給数（市長の定める職員にあっては、第1項から前項までの規定を適用したものとした場合に得られる号給数を超えない範囲内で市長の定める号給数）とする。

7 略

8 第5項又は第6項の規定による昇給の号給数が、昇給日にその者が属する職務の級の最高の号給の号数から当該昇給日の前日にその者が受けていた号給（当該昇給日において職務の級を

て、その者の勤務成績を総合的に判断した場合に当該昇給区分に決定することが著しく不適當であると認められるときは、同項の規定にかかわらず、あらかじめ市長と協議して、当該昇給区分より上位の昇給区分（I及びIIの昇給区分を除く。）に決定することができる。

6 前各項の規定により昇給区分を決定する職員の総数に占めるI又はIIの昇給区分に決定する職員の数の割合は、これらの昇給区分に決定すべき職員が少数である場合その他市長の定める場合を除き、市長の定める割合におおむね合致していなければならない。

7 条例第4条第4項の規定による昇給の号給数は、昇給区分に応じて8に定める昇給号数表に定める号給数とする。

8 前年の昇給日後に新たに職員となった者又は同日後に第21条第3項、第24条第2項若しくは第34条の規定により号給を決定された者の昇給の号給数は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による号給数（評価終了日の翌日から昇給日の前日までの間に新たに職員となった者又は当該号給を決定された者にあっては、市長が定める数）に、その者の新たに職員となった日又は号給を決定された日から昇給日の前日までの期間の月数（1未満の端数があるときは、これを1月とする。）を12月で除した数を乗じて得た数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）に相当する号給数（市長の定める職員にあっては、前各項の規定を適用したものとした場合に得られる号給数を超えない範囲内で市長の定める号給数）とする。

9 略

10 第7項及び第8項の規定による昇給の号給数が、昇給日にその者が属する職務の級の最高の号給の号数から当該昇給日の前日にその者が受けていた号給（当該昇給日において職務の級

異にする異動をした職員にあっては、当該異動後の号給)の号数を減じて得た数に相当する号給数を超えることとなる職員の昇給の号給数は第5項及び第6項の規定にかかわらず、当該相当する号給数とする。

9 略

(研修、表彰等による昇給)

第30条 勤務成績が良好である職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、市長が定めるところにより、当該各号に定める日に、条例第4条第2項の規定による昇給をさせることができる。

(1)～(3) 略

(特別の場合の昇給)

第31条 勤務成績が良好である職員が生命をとして職務を遂行し、そのために危篤となり、又は著しい障害の状態となった場合その他特に必要があると認められる場合には、あらかじめ市長の承認を得て、市長の定める日に、条例第4条第2項の規定による昇給をさせることができる。

別表第8

昇給号給数表

昇給区分	<u>S</u>	<u>A</u>	<u>B</u>	<u>C</u>	<u>D</u>
昇給の号給数	5以上	4	4	3	0
	2以上	1	0	0	0

備考 この表に定める上段の号給数は、条例第4条第4項の規

を異にする異動をした職員にあっては、当該異動後の号給)の号数を減じて得た数に相当する号給数を超えることとなる職員の昇給の号給数は第7項及び第8項の規定にかかわらず、当該相当する号給数とする。

1.1 一の昇給日において第1項又は第3項の規定により昇給区分をⅠ又はⅡに決定する職員の昇給の号給数の合計は、職員数、第6項の市長の定める割合等を考慮して市長の定める号給数を超えてはならない。

1.2 略

(研修、表彰等による昇給)

第30条 勤務成績が良好である職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、市長が定めるところにより、当該各号に定める日に、条例第4条第4項の規定による昇給をさせることができる。

(1)～(3) 略

(特別の場合の昇給)

第31条 勤務成績が良好である職員が生命をとして職務を遂行し、そのために危篤となり、又は著しい障害の状態となった場合その他特に必要があると認められる場合には、あらかじめ市長の承認を得て、市長の定める日に、条例第4条第4項の規定による昇給をさせることができる。

別表第8

昇給号給数表

昇給区分	<u>I</u>	<u>II</u>	<u>III</u>	<u>IV</u>	<u>V</u>
昇給の号給数	8	6	4(管理職員は3)	2	0
	2	1	0	0	0

備考 この表に定める上段の号給数は、条例第4条第6項の規

定の適用を受ける職員以外の職員に、下段の号給数は同項の規定の適用を受ける職員に適用する。

定の適用を受ける職員以外の職員に、下段の号給数は同項の規定の適用を受ける職員に適用する。

附 則

この規則は、令和８年１０月１日から施行する。